

文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業）国庫補助要項

平成25年5月15日
文化庁長官決定
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成29年4月1日
改正

1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）交付要綱に基づき、文化遺産を活用した地域活性化を推進する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 実施方法

- (1) 地方公共団体が、上記趣旨に基づき、文化遺産総合活用推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）（様式1-1）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 地方公共団体は、実施計画終了後に文化遺産総合活用推進事業実施報告（様式1-2）を長官に提出する。
- (4) 地方公共団体は、実施計画の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

3. 補助事業者

補助事業者は、地域の文化遺産の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等とする。

4. 補助対象事業

- (1) 地域の文化遺産次世代継承
 - ① 情報発信事業
地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作
 - ② 人材育成事業
地域の文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成
 - ③ 普及啓発事業
地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）
 - ④ 調査研究事業
地域の文化遺産の保存継承等に関する調査研究
- (2) 伝統文化継承基盤整備
 - ① 後継者養成事業
地域の文化遺産の継承のための後継者の育成等
 - ② 用具等整備事業
地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理
 - ③ 記録作成事業
地域の文化遺産の保存継承等に関する記録作成
- (3) その他事業
地域の文化遺産を活用した地域活性化に資すると認められる事業

5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

(1) 主たる事業費

地域の文化遺産次世代継承事業経費

- ① 情報発信事業
- ② 人材育成事業
- ③ 普及啓発事業
- ④ 調査研究事業

伝統文化継承基盤整備事業経費

- ① 後継者養成事業
- ② 用具等整備事業
- ③ 記録作成事業

その他事業経費

(2) その他の経費

事務経費

6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別表)

| 名称 | 対象経費の区分 | 項 | 目 | 目の細分 | 説明 | |
|--------------|---------|---|--|---|--|--|
| 文化遺産総合活用推進事業 | 主たる事業費 | 【共通】 ①地域の文化遺産次世代継承事業経費 ②伝統文化継承基盤整備事業経費 ③その他事業経費 | 【共通】 ①情報発信事業費 ②人材育成事業費 ③普及啓発事業費 ④調査研究事業費 ⑤後継者養成事業費 ⑥用具等整備事業費 ⑦記録作成事業費 ⑧その他事業費 | 賃金 共済費 報償費 旅費 使用料及び借料 役務費 委託費 請負費 原材料費 需用費 | 会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金 傷害保険 講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 ○○謝金 普通旅費 費用弁償 会場借料 自動車等借上料 ○○借料 ○○損料 通信運搬費 現像焼付料 ○○委託費 請負費 ○○費 消耗品費 印刷製本費 | 臨時に雇用する場合のみ " " " " 危険作業を伴う等特に必要な場合に限る 補助事業者(構成員等を含む)は対象外 実行委員会等構成員 外部有識者等 単価が10万円未満(税込)のものに限る。 単価が10万円未満(税込)のものに限る。 |
| | その他の経費 | 事務経費 | 事務費 | 賃金 旅費 役務費 委託費 需用費 | 資料整理等賃金 普通旅費 費用弁償 通信運搬費 振込手数料 ○○委託費 消耗品費 印刷製本費 | 臨時に雇用する場合のみ 実行委員会等構成員 外部有識者等 単価が10万円未満(税込)のものに限る。 |